



公（官）民連携事業  
アドバイザーサービス

## ■公（官）民連携事業 アドバイザーサービスとは

### 1) はじめに

平成11年のPFI法施行後、地方自治法の一部改正が平成15年に行われ、民間事業者などによる公の施設の管理運営（指定管理者）も可能になると共に、平成18年5月には「公共サービス改革法」が成立するなど、公（官）民連携事業が年々加速しております。

当社も2005年（平成17年）4月から11年あまり、指定管理者として従事しており、その中で培った管理運営ノウハウを活かしたアドバイザーサービスを行っております。

### 2) サービス内容

- ・自治体の政策からの戦略策定
- ・事業の立ち上げ支援
- ・事業計画、プレゼンテーション資料の作成支援
- ・第三者評価
- ・参入後のフォロー
- ・その他にも個別の事情に応じてカスタマイズしたサービス

### 3) お問い合わせ先

E-mail: [info@anabuki-enter.co.jp](mailto:info@anabuki-enter.co.jp)